

公益社団法人流山市シルバー人材センターの役職員等の旅費に関する規約

(趣旨)

第1条 この規約は、公益社団法人流山市シルバー人材センター(以下「センター」といいます。)の役員又は職員(以下「役職員」といいます。)及びセンターが必要と認めて旅行を依頼しようとする者が、センターの業務上の必要により旅行する場合に支給する旅費に関し、必要な事項を定めるものとします。

(用語の定義)

第2条 「出張」とは、役職員がセンターの業務のため一時センターの事務所を離れて日本国内において旅行することをいいます。

2 「センターの業務」とは、事業の普及啓発活動、会員確保のための活動、事業の開拓、事業の契約、会員との連絡、仕事の現場(作業所も含まれます。)の管理、公益社団法人全国シルバー人材センター事業協会等の行う研修会経験交流大会への出席、センターの主催する諸会議、技能講習会への出席、他地域センターの調査研究、関係官公庁に対する諸届け及び諸会議への出席等をいいます。

(出張命令)

第3条 出張は、会長の発する出張命令(センターの役職員以外の者についての出張依頼を含みます。以下同じです。)によって行います。ただし、事務局長以外の職員に対する出張(日帰り往復100キロメートル以内の出張に限ります。)の命令は、事務局長が行うことができます。

2 出張命令は、電話、ファクシミリ、電信、郵便等の通信による連絡手段によっては、業務の円滑な遂行を図ることができない場合で、かつ、予算上旅費の支出が可能である場合に限り行うことができます。

(旅費の種類)

第4条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料とします。

2 鉄道賃は、鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給します。

3 船賃は、水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給します。

4 航空賃は、航空旅行について、路程に応じて旅客運賃により支給します。

5 車賃は、陸路(鉄道を除きます。以下同じです。)旅行について、路程に応じ1キロメートル当たりの定額又は実費額により支給します。

6 日当は、旅行中の日数に応じ1日当たりの定額により職員に支給します。

7 宿泊料は、旅行中の夜数に応じ1夜当たりの定額により支給します。

(旅費の計算)

第5条 旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により出張した場合の旅費により計算します。ただし、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法による旅行が困難な場合には、その旅行の実際の経路及び方法によって計算します。

2 旅費計算上の旅行日数は、旅行のため現に要した日数によります。ただし、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により要した日数を除くほか、鉄道旅行にあ

っては400キロメートル、水路旅行にあつては200キロメートル、陸路旅行にあつては50キロメートルについて1日の割合をもつて通算した日数を超えることができません。

- 3 前項ただし書の規定により通算した日数に1日未満の端数が生じたときは、これを1日とします。

(旅費の支給方法)

第6条 旅費は、精算払又は概算払により支給します。

- 2 概算払により旅費の支給を受けた者は、当該出張が完了次第速やかに精算しなければなりません。

(鉄道賃)

第7条 鉄道賃の額は、次に掲げる旅客運賃(以下この項において「運賃」といいます。)急行料金及び座席指定料金によります。

(1) その乗車に要する運賃

(2) 急行料金を徴する列車を運行する線路による旅行の場合には、前号に規定する運賃のほか急行料金

(3) 座席指定料金を徴する客車を運行する路線による旅行の場合には、第1号に規定する運賃及び前号に規定する急行料金のほか、座席指定料金

- 2 前項第2号に規定する急行料金は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、支給します。

(1) 特別急行列車を運行する路線による旅行で片道100キロメートル以上のもの

(2) 普通急行列車を運行する路線による旅行で片道50キロメートル以上のもの

- 3 第1項第3号に規定する座席指定料金は、特別急行列車又は普通急行列車を運行する路線による旅行で片道100キロメートル以上のものに該当する場合に限り、支給します。

(船賃)

第8条 船賃の額は、次に掲げる旅客運賃(はしけ賃及び棧橋賃を含みます。以下この条において「運賃」といいます。)、寝台料金及び座席指定料金によります。

(1) 運賃の等級を区分する船舶に乗船する場合には、その最下級の運賃

(2) 運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には、その船賃に要する運賃

(3) 業務上の必要により別に寝台料金を必要とした場合には、第1号又は前号に規定する運賃のほか、現に支払った寝台料金

(4) 座席指定料金を徴する船舶を運行する航路による旅行の場合には、第1号又は第2号に規定する運賃及び前号に規定する寝台料金のほか、座席指定料金

(航空賃)

第9条 航空賃の額は、現に支払った旅客運賃によります。

(車賃)

第10条 車賃の額は、1キロメートルにつき37円の定額によります。ただし、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により定額の車賃で旅行の実費を支弁す

ることができない場合には、実費額によります。

(日当)

第11条 日当の額は、2,300円の定額によります。ただし、松戸市、柏市、野田市及び埼玉県三郷市に出張する場合の日当については、支給しません。

2 鉄道100キロメートル未満、水路50キロメートル未満又は陸路25キロメートル未満の旅行の場合における日当の額は、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊した場合を除くほか、前項の規定にかかわらず同項の額の2分の1に相当する額によります。

3 鉄道、水路又は陸路にわたる旅行については、鉄道4キロメートル、水路2キロメートルをもって、それぞれ陸路1キロメートルとみなして前項の規定を適用します。

(宿泊料)

第12条 宿泊料の額は、1泊13,000円の定額によります。

2 宿泊料は、水路旅行及び航空旅行については、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により上陸又は着陸して宿泊した場合に限り、支給します。

(市内出張旅費)

第13条 職員が市内出張をした場合の旅費については、勤務場所から片道2キロメートル以上で交通機関を利用したときに限り、鉄道賃及び車賃の実費を支給します。

(旅費の調整)

第14条 出張の特別の事情によりこの規約の規定による旅費を支給した場合には、旅行の実費を超える旅費又は必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その超えることとなる部分の旅費又は必要としない部分の旅費は、支給しないものとします。

(旅費特例)

第15条 会長は、職員について、労働基準法(昭和22年法律第49号)第15条第3項又は第64条の規定に該当する事由がある場合において、この規約の規定による旅費の支給がでないとき、又はこの規約の規定により支給する旅費が同法第15条第3項若しくは第64条の規定による旅費に満たないときは、当該職員に対し、これらの規定による旅費に相当する金額又はその満たない部分に該当する金額を旅費として支給するものとします。

(補則)

第16条 この規約に定めるもののほか旅費の支給に関し必要な事項は、会長が規則で定めます。

附 則

(施行期日等)

この規約は、公布の日から施行し、平成18年4月1日以降の旅行から適用します。

附 則(平成28年7月12日規約第2号)

この規約は、公布の日から施行する。